

令和6年6月 第28回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 6月 25日 (火)				
開催場所		リリックおがわ2階 会議室1、2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 35 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 4 時 13 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	(2)	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	(13)副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂	欠席		坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	8名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					奥田 賢一	事務局長
					森澤 千紘	次長
					櫻井 翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について

第28回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年6月第28回総会を開会いたします。
開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号13番「柴崎勝」委員、2番「島田一」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について読み上げますので、その後、許可基準についてご説明いたします。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手のような農地の権利を取得しようとする者等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日を超えておりることから要件を満たすと考えます。

また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要はありません。農地がないことは、宗像市の農業委員会にも確認済みです。

残りの1要件、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

では、譲受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の1ページをご覧ください。

事務局

譲受人は福岡県宗像市にお住いの65歳。作目構成は、なす、きゅうり、かぼちゃ、いちご、キウイなどの野菜と、菊などの花です。志木市の自宅で妻と暮らしていましたが、両親の介護のため8年前からご自身のみ単身で実家のある福岡県に戻っていました。この度、両親の介護を終えたため、埼玉県に戻り、妻とともに小川町に移住し、人生の夢でありました「自然豊かな土地での野菜づくり」を始めたいとのことです。経営方針は、家庭菜園で、家族で消費する分の野菜と花を農薬を使用せずに栽培することです。

第28回定期総会議事録

農作業歴1年で、令和6年度下半期の小川町有機農業入門講座を受講予定とのことです。陸上自衛隊で37年間勤め、定年退官後は、学生寮の寮長や市役所の任期付非常勤務職員として働き、現在までの約5年間は介護職員として働いていました。

令和6年9月に小川町へ移住し、移住後の自宅と隣接する申請地で年間150日以上、耕作されるとのことです。

また、農機具は軽トラック、草刈り機、農業用物置、ビニールハウスを所有されています。

なお、譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5番笠原委員

5番笠原が報告いたします。6月22日にパトリアに集合し、農業委員2名、推進委員3名、計5名で現地調査を行いました。現地は草刈り管理されており、周辺農地への影響はありません。本人は9月に移住することですのでよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。

申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があつたので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなどの権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を使用貸借して宅地（農地以外）に転用を行う申請となりますので、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

第28回定期総会議事録

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額融資で賄われており、それを証する書類が添付されております。また、水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしくお願ひします。

議長

それでは調査担当区の小川地区委員より、現地調査報告をお願いします。

1番中野委員

1番中野が報告いたします。6月22日9時に役場駐車場に集合し、農業委員2名、推進委員3名、計5名で現地調査を行いました。隣接する宅地には農業用の倉庫が建っており、今回の申請地はきれいに整地されている状況でした。以上報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長

つづきまして、日程4、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。

審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。再設定および新規共に、地区毎に現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。ただし、委員及び新規就農者に関する案件については、その地区の頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

承認が得られたということで、議案第3号につきましては地区ごと一括採決で進めさせていただきます。

それでは、これより審議に入れます。今回は再設定が65件、新規が24件、計89件の申請がありました。土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

第28回定期総会議事録

議長

はじめに、小川地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号1番について関係委員である河村委員の退出を求めるます。

(河村委員、退出)

議長

それでは、河村委員の関係案件、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、その承認を求める」とのことです。

今回ご審議いただくのは、通称「利用権」と呼ばれる期限付きの貸借権の権利設定についてでございます。これは農業経営基盤強化促進法という国の法律の下、当事者より申出がされるものです。市町村はこの法律に基づき「農用地利用集積計画」を作成しており、利用権はこの計画の一部に当たります。

町は、この計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるとされており、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。

また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申出を受けて、農地の利用調整に努めることとされています。

小川町では年3回、この申し出を受け付けており、農業委員会では6月と11月、そして2月の案件として審議しております。

令和3年度までは小川町農業委員会の内規により、1年1反以上の農業経験が証明されなければ利用権を設定できませんでしたが、昨年4月の農地法の改正により下限面積要件が撤廃されました。

経験や面積で利用できる者を制限するのは望ましくないという国の意向もあり、1年1反以上の農業経験という小川町農業委員会の内規も廃止いたしました。

今回の新規就農者は5名おりますが、各地区議案の頭で、それぞれ個別に説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上を踏まえまして、議案の説明に入らせていただきます。

事務局

なお、今回の申請の合計は、89件、157筆、15万2178.53㎡です。

この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを申し添えます。

それでは、申請番号1番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員久保委員

推進委員の久保が報告いたします。6月22日9時に役場駐車場に集合し、農業委員2名、推進委員3名、計5名で現地調査を行いました。

1番については田植え前の代掻き状態でした。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

第28回定期総会議事録

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。河村委員の着席を命じます。

(河村委員、着席)

議長 つづきまして、小川地区再設定、申請番号2番から14番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号2番～14番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長 それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員久保委員 推進委員の久保が2番から9番について報告いたします。
2番は草刈り後でいつでも耕作できる状態でした。
3番は草が生えておりました。
4番は麦刈り後の管理状態。
5番は麦刈り後の田んぼ。
6番7番は田植え済み
8番は耕耘してある畑です。
9番は麦刈り後の畑でした。以上です。

推進委員石川委員 つづきまして推進委員の石川が10番から14番を報告いたします。
10番はすべて耕作され夏野菜が作付けされていました。
11番は雑草が生えておりました。
12番は麦刈り後の状態でした。
13番14番は田植え済の状態でした。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入れます。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員 はい。

議長 はい。河村委員。

7番河村委員 7番河村です。3番と11番の草が目立ちました。3番については直接本人に聞こうと思うのですが、11番の受人には今後どうされるのか確認してほしいです。お願いします。

第28回定期総会議事録

議長 わかりました。ほかになにかありますか。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区再設定、申請番号2番から14番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号2番から14番についてはすべて可決、承認されました。これにより、小川地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、大河地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号17番～20番、22番の5件について関係委員である横田委員の退出を求めます。

(横田委員、退出)

議長 それでは、横田委員の関係案件、申請番号17番～20番、22番の5件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号17番から20番、及び22番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。

議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5番笠原委員 5番笠原が報告いたします。

17番から20番、及び22番の5件については現地調査の結果すべて大豆等、適正に耕作されていました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号17番～20番、22番の5件について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

第28回定期総会議事録

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号17番～20番、22番の5件については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。

(横田委員、着席)

議長 つづきまして、大河地区再設定、委員関係案件を除く、申請番号15番から25番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、委員関連案件を除く申請番号15番から25番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。

議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

13番福島委員 13番福島が報告いたします。

15番は大豆が作付けされていました。

16番は耕耘済みの状態でした。以上です。

6番横田委員 6番横田が報告いたします。

21番はシャクヤクが栽培されていました。以上です。

推進委員新井實一委員 推進委員の新井が報告いたします。

23番24番はクジャク草が栽培されていました。

5番笠原委員 5番笠原が報告いたします。

25番はブドウが作付けされていました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入れます。大河地区再設定、委員関係案件を除く、申請番号15番から25番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、委員関係案件を除く申請番号15番から25番についてはすべて可決、承認されました。これにより、大河地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

第28回定期総会議事録

つづきまして、竹沢地区の再設定の審議に入ります。なお、竹沢地区再設定は7件で関係委員はありません。申請番号26番～32番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号26～32番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、竹沢地区になります。

議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員新井邦男委員 推進委員の新井が報告いたします。6月21日8時に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。

26番は堆肥置場となっていました

27番は草刈り管理されておりました。

28番はとうもろこし、インゲン、なす、かぼちゃなどが作付けされておりました。

29番は草刈り管理されておりました。

30番は耕耘済の状態で管理されておりました。

31番は一部田植え準備中。他はレタス、インゲン、きぬさやなどが作付けされ、すべて適正に耕作、管理されておりました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入れます。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入れます。竹沢地区再設定、申請番号26番～32番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、竹沢地区の再設定、申請番号26番～32番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区の再設定の審議に入れます。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。はじめに、申請番号34番、54番、62番について関係委員である田下委員の退出を求める。

(田下委員、退出)

議長 それでは、田下委員の関係案件、申請番号34番、54番、62番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号34番と54番と62番の再設定について読み上げます。

第28回定期総会議事録

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員永島委員

推進委員の永島が報告いたします。6月20日に農業委員4名、推進委員2名、計6名で現地調査を行いました。

34番は麦刈りあととの状態でした。

54番は耕耘済みの状態でした。

62番はキャベツが耕作されていました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号34番、54番、62番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号34番、54番、62番については可決、承認されました。田下委員の着席を命じます。

(田下委員、着席)

議長

つづきまして、申請番号35番、36番について審議しますが、私が関係している案件ですので、この審議につきましては議長を副会長に交代させていただきます。よろしくお願いします。

(山田委員、退出)

(議長交代)

議長（副会長）

議長を交代いたします。それでは、山田委員の関係案件、申請番号35番、36番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、申請番号35番、36番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長（副会長）

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員永島委員

推進委員の永島が報告いたします。

第28回定期総会議事録

- | | |
|---------|--|
| | 35番はすべて耕耘済みでした。
36番はネギが植えてありました。以上です。 |
| 議長（副会長） | それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | (質疑なし) |
| 議長（副会長） | それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 |
| | (質疑なし) |
| 議長（副会長） | 他に質疑がないようですので、採決に入れます。申請番号35番、36番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (全員挙手) |
| 議長（副会長） | 全員賛成ですので申請番号35番、36番については可決、承認されました。山田委員の着席を命じます。 |
| | (山田委員、着席) |
| 議長（副会長） | 会長が議席に戻られましたので議長を交代いたします。 |
| 議長 | 議長を交代いたします。つづきまして、申請番号56番、59番について審議いたします。関係委員である関口委員の退出を求めるます。 |
| | (関口委員、退出) |
| 議長 | それでは、関口委員の関係案件、申請番号56番、59番について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは、申請番号56番、59番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、八和田地区になります。 |
| 議長 | それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。 |
| 1番島田委員 | 1番島田が報告いたします。
56番は小麦の収穫中でした。
59番は1筆水稻準備中、他は小麦の収穫済みの状態でした。以上です。 |
| 議長 | ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | (質疑なし) |

第28回定期総会議事録

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号56番、59番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号56番、59番については可決、承認されました。関口委員の着席を命じます。

(関口委員、着席)

議長 つづきまして、申請番号63番、64番について審議いたします。関係委員である島田委員の退出を求めます。

(島田委員、退出)

議長 それでは、島田委員の関係案件、申請番号63番、64番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号63番、64番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

13番柴崎委員 13番柴崎が報告いたします。

63番は麦刈り後でした。

64番は水稻が作付けしてありました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号63番、64番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

第28回定期総会議事録

議長 全員賛成ですので申請番号63番、64番については可決、承認されました。島田委員の着席を命じます。

(島田委員、着席)

議長 つづきまして、申請番号65番について審議いたします。関係委員である柴崎委員の退出を求めます。

(柴崎委員、退出)

議長 それでは、柴崎委員の関係案件、申請番号65番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号65番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

9番遠藤委員 9番遠藤が報告いたします。

65番は水稻が作付けされておりました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号65番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号65番については可決、承認されました。柴崎委員の着席を命じます。

(柴崎委員、着席)

議長 つづきまして、八和田地区再設定、委員関係案件を除く、申請番号33番から62番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、委員関連案件を除く申請番号33番から61番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

第28回定期総会議事録

	最後に調査区は、八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
推進委員永島委員	推進委員の永島が33番、37番、38番を報告いたします。 33番はジャガイモ、きゅうり、菊芋、インゲン、ニンジンが作付けされていました。 37番38番は水稻が作付けされていました。以上です。
4番田中委員	4番田中が39～42番を報告いたします。 39番は草刈管理状態でした。 40番から42番は水稻が作付けされていました。以上です。
推進委員坂田委員	推進委員の坂田が43～48番について報告いたします。 43番はサトイモ、ナス、きゅうり、かぼちゃが作付けされていました。 44番から47番は水稻が作付けされていました。 48番は作物収穫後管理状態でした。以上です。
9番遠藤委員	9番遠藤が49～53番について報告いたします。 49番は枝豆、サトイモが作付けされていました。 50番は落花生が作付けされました。 51番は菊芋が作付けされました。 52番は枝豆、キャベツ、ネギ、レタス、小松菜が作付けされていました。 53番はキャベツ、ゴーヤ、ネギ、レタスが作付けされました。以上です。
3番関口委員	3番関口が55番、57番、58番について報告いたします。 55番は作物が作ってありました。一部籠が見受けられ畑には向かないかなと思いました。 57番は麦が作付けされました 58番は耕耘済み管理状態でした。以上です。
13番柴崎委員	13番柴崎が60番、61番について報告いたします。 60番、61番は水稻が作付けされていました。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入れます。八和田地区再設定、委員関係案件を除く、申請番号33番から62番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)

第28回定期総会議事録

議長

全員賛成ですので、委員関係案件を除く、申請番号33番から62番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、小川地区新規設定の案件を審議いたします。小川地区新規設定は7件で関係委員はありません。申請番号66番から72番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号66番から72番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、申請番号66番から72番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員田口委員

推進委員の田口が報告いたします。

66番はネギが作付けされていました。

67番は草刈後の管理状態でした。

68番から70番は水稻が作付けされていました。

71番は草刈管理状態でした。

72番は水稻が作付けされていました。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号66番から72番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号66番から72番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、大河地区の新規設定について審議します。申請件数は4件で、委員関係案件はありませんが、新規就農者2名の新規設定について先に審議してから、最後に残りを一括採決いたします。

まず、新規就農者関係案件、申請番号73番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号73番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者について補足で説明させていただきます。

第28回定期総会議事録

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の2ページをご覧ください。

借受人は腰越地区にお住いの49歳。

作目構成は玉ねぎ、大根、ニンジン、ナス、さつまいも、じゃがいもなどです。

経営方針は、有機農業。

農業経験についてですが、令和3年9月から令和5年8月まで風の丘ファームで研修していました。

利用権設定後は年間150日以上、農作業に従事される予定です。

また、農機具は軽トラック、耕運機、草刈り機を所有されております。

なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に調査区は、大河地区になります。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

12番福島委員

12番福島が報告いたします。

73番はかばちゃや、じゃがいも、ナス、さつまいもなど各種植えてあり、非常に技術を持った方だと思いました。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号73番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号73番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、新規参入法人関係案件、申請番号76番について事務局より説明をお願いいたします。なお、本件は日程7、報告第3号と関連する議案でありますので、事務局よりあわせて説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号76番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

事務局

新規就農者ですが、今回は新規参入法人でありますので、法人要件の確認をさせていただき、その後代表社員について補足で説明させていただきます。

まず、法人要件の確認ですが、議案書の43ページ、報告第3号をご覧ください。関連する報告となりますので合わせてご説明させていただきます。

第28回定期総会議事録

報告第3号、農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について「農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の要件確認について報告する。」とのことです。

こちらの案件は、条件を満たすことを確認する案件であり、その内容について審議するものではありませんので、報告案件とさせていただきます。

農地所有適格法人の要件は、「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4つになります。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件を満たすか毎年確認をお願いするものです。

今回は新規参入法人となりますので、農地を借り続けるかぎりこれから毎年この要件を確認していく必要があります。

現在、小川町内では5法人の農地所有適格法人がありますが、今回は新規参入法人の報告となります。

議案書の44ページをご覧ください。

1点目、「法人形態要件」としては、「農事組合法人」「株式会社（公開会社でないものに限る）」「合名会社」「合資会社」「合同会社」のいずれかであることとされております。議案書のページ左上、「法人形態」欄をご覧ください。当該法人は、合同会社となっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」については、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であることとされており、その判断基準として、直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めていることとなります。議案書のページ左下、「売上高」欄をご覧ください。直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めておりますので「適」と認められます。

3点目、「議決権要件」について説明します。誰でも農地所有適格法人の構成員にはなれますが、その法人の総議決権または総社員の過半が「農地提供者」「その法人の農業常時従事者（原則年間150日以上従事）」「農作業を委託した人」「農地中間管理機構」「地方公共団体」「農協」「投資育成事業を行う承認会社」であることが条件とされています。議案書のページ右上、「構成員数」欄をご覧ください。構成員たる要件として、農地提供者①～⑦がございます。本件は総数2名全員が全年間150日以上従事する②の「農業常時従事者」との報告であり、半数を超えるので「適」と認められます。

4点目、「役員要件」についてですが、その法人の理事等の過半は法人の農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること、また、その法人の理事等または法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間60日以上）することが条件とされています。議案書のページ右下、「農業・農作業従事の状況」欄をご覧ください。本件は理事の2名が⑨にあるとおり、農業に常時従事し、かつ農作業に年間60日以上従事しておりますので「適」と認められます。

以上、本件は4要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

続きまして、別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の3ページをご覧ください。

事務局

まず、こちらの法人の本社は京都府となっておりますが、京都府は代表社員のご実家であるというご説明をいただきました。その後移住され、現在は関東事業所である神奈川県を拠点とされているとのことです。

代表社員は神奈川県にお住いの65歳。

法人経営を娘さんと二人でされております。

主な作目構成は米、大豆です。

第28回定期総会議事録

経営方針は、農薬、化学肥料を使用しないお米と大豆を中心に栽培。主にインターネットでのお米の販売、イベント企画、コミュニティづくりを行うとのこと。

法人の登記簿謄本も提出いただいておりますが、合同会社は令和3年4月に設立されており、目的の一つに「農産物の生産、加工、販売、流通」があります。現在は仕入農産物のインターネット販売で経営しているとのことで、先ほどの法人要件確認にもありました通り、売上のすべてが農業関連となっております。

農業経験ですが、代表社員は神奈川県秦野市のわさびや茶園で令和4年5月から2年間の研修をうけ、現在秦野市内で個人的に25aほど田を耕作中です。

小川町では法人として農地を借り受け、栽培から販売までの農業経営をしていきたいとのことです。

その他としまして、現在は米、大豆の生産と、仕入農産物の販売を行っています。小川町では業務執行社員である娘とともに年間150日以上農作業に従事しますとのことです。ちなみに、法人として農地を借りるのは今回が初めてです。

また、農機具は管理機、軽トラックを所有されております。

利用権設定後は神奈川県から通われるとお聞きしております。事務局がお聞きしたところ小川町に年間150日通われることは問題ないとのことです。

なお、地区委員に補足資料をお渡ししております。

地区委員の現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に調査区は、大河地区になります。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番横田委員

6番横田が報告いたします。

代表社員については小川町有機農業入門講座の受講生でもあります。受講終了後に私のほうに小川町の谷津田で米を作りたいという相談がありました。私のほうで貸付人に相談して今回の農地を紹介しました。貸付人から利用権設定を結んでから使ってほしいという意向があり、現在は草刈管理状態ではありますが、利用権設定後は大豆を作る予定と聞いています。今後は私のほうでもしっかり耕作するよう指導してまいりますのでよろしくお願いします。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番関口委員

はい。

議長

はい。関口委員。

3番関口委員

3番関口です。ここは水は大丈夫なんでしょうか。

6番横田委員

水は大丈夫です。本人は谷津田で耕作したい意向が強く、今回ここを紹介しましたが水について問題ありません。

議長

ありがとうございます。ほかにありますか。

12番福島委員

はい。

議長

はい。福島委員。

第28回定期総会議事録

12番福島 12番福島です。谷津田でやりたいなんてありがとうございます。腰越にもたくさんありますのでぜひお願いしたいくらいです。以上です。

議長 そうですね。他もダメにならぬうちに借りていただけるようだといいですね。ほかにありますか。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号76番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号76番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、そのほかの大河地区新規設定、申請番号74番、75番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号74番、75番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。

議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5番笠原委員 5番笠原が74番を報告いたします。

74番は水稻が作付けされていました。以上です。

6番横田委員 6番横田が75番を報告いたします。

75番は花き栽培です。クジャク草が作付けされていました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。大河地区新規設定、申請番号74番、75番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

第28回定期総会議事録

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、74番、75番についてはすべて可決、承認されました。これにより、大河地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、竹沢地区の新規設定の審議に入ります。なお、竹沢地区新規設定は1件で関係委員はありません。申請番号77番につきまして審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号77番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、竹沢地区になります。

議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員新井邦男委員 推進委員の新井が報告いたします。

77番はいちご、ネギが作付けされていました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号77番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号77番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区の新規設定について審議します。申請件数は12件で、委員関係案件はありませんが、新規就農者3名の新規設定について先に審議してから、最後に残りを一括採決いたします。

まず、新規就農者関係案件、申請番号79番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、申請番号79番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の4ページをご覧ください。

借受人は大塚にお住いの43歳。作目構成はぶどうです。経営方針は、有機農業です。

農業経験は1年。令和4年1月から武藏ワイナリーで研修しています。

その他、調理師免許やソムリエ等の資格を持っていらっしゃいます。

第28回定期総会議事録

利用権設定後は年間150日以上、農地を耕作されることがあります。
また、農機具は草刈り機を所有されております。
なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。
現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。
最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員永島委員 推進委員の永島が報告いたします。
受人は武蔵ワイナリーに以前従事していたそうで、今はワインソムリエの資格をとり自分でもブドウを作りたいとのことです。すでにブドウの木がしっかり植えられており、本気が伺えました。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。
質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号79番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号79番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、2人目の新規就農者関係案件、申請番号80番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、申請番号80番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の5ページをご覧ください。

借受人はみどりが丘にお住いの65歳。

作目構成はアワ、キビ、ヒエ、タカキビ、アマランサスなどです。

経営方針は、有機栽培で、不耕起自然農法、環境への負荷を最小限にした循環型農業をすることです。

利用権設定後は年間150日以上、農地を耕作されることがあります。

また、農機具は軽トラック、草刈り機を所有されております。

なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

地区委員の現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に調査区は、八和田地区になります。

第28回定期総会議事録

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員坂田委員

推進委員の坂田が報告いたします。

80番については草刈管理、耕作済みの部分もありましたが、篠や雑木が生え開墾が必要な部分も見受けられました。

補足説明は事務局の説明の通りです。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番関口委員

はい。

議長

はい。関口委員。

3番関口委員

3番関口です。篠とか雑木はどうやって解消するつもりなのでしょうか。農地が点在していますが大丈夫でしょうか。

推進委員坂田委員

実際現場をみると、これから新規就農として選ぶ農地としては確かに厳しい気がしますが、本人がそういったところを開墾してでもやりたいという気持ちで申請してきていますので大丈夫かと思います。

7番河村委員

7番河村です。今この方は入門講座にも来られていて、この間までうちで研修していましたがすごく熱心なか方で時間もあるようでのとても気力はある方です。私は大丈夫かなと思います。

議長

ほかにありますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号80番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号80番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、3人目の新規就農者関係案件、申請番号82番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号82番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者について補足で説明させていただきます。

第28回定期総会議事録

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の5ページをご覧ください。

借受人は久喜市にお住いの38歳。

作目構成はいちじくです。

経営方針は、減農薬。化学農薬の使用回数は6回以内を目指し、有機肥料で栽培します。のことです。

農業経験は2年で、令和4年2月から10月まで愛知県蒲郡市（がまごおり市）マルシンファーム圃場にて、いちじく研修を受講していました。

すでに久喜市で約5反、さいたま市岩槻区で1反弱利用権設定をしており、それぞれ適正管理中であることはそれぞれの農業委員会に確認済みでございます。

その他として今期はすでに取引先があるとのこと。トラクターは地主よりお借りする予定のことです。

利用権設定後は年間150日以上、農地を耕作される予定です。

なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

地区委員の現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員坂田委員 推進委員の坂田が報告いたします。

82番はイチジクの苗が植えられました。

受人につきましては私のほうで農地を斡旋した経緯もあり、何度かお話ししていますが、イチジク専業農家で栽培の知識を学び、文献で知識を貯えている、なお、小川町でも共同でイチジク栽培をしているので頻繁に来ているとのことです。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号82番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号82番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区新規設定、新規就農者関連案件を除く申請番号78番から89番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、新規就農者関係案件を除く申請番号78番から89番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

第28回定期総会議事録

事務局	最後に調査区は、八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
推進委員永島委員	推進委員の永島が78番を報告いたします。 78番は耕耘済みの状態でした。以上です。
推進委員坂田委員	推進委員の坂田が報告いたします。 81番はイチジクの苗が植えられていました。 83番はサトイモ、かぼちゃが作付けされていました。
9番遠藤委員	9番遠藤が84番を報告いたします。 84番は水稻が作付けされていました。以上です。
13番柴崎委員	13番柴崎が85番～89番まで奉公いたします。 85番～87番は水稻が作付けされていました。 88番は耕耘済みの状態です。 89番は水稻が作付けされていました。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入れます。八和田地区新規設定、新規就農者関連案件を除く、申請番号78番から89番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、新規就農者関連案件を除く、78番から89番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
	以上で、今回申請のあった再設定、新規申請についてはすべて承認されました。ありがとうございました。
	つづきまして日程5、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
事務局	はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。
	申請番号1番について報告いたします。
	(申請番号1番を読み上げる)
	以上、報告いたします。

第28回定期総会議事録

議長

ありがとうございました。

つづきまして日程6、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番から順に報告いたします。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

日程7、報告第3号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」であります、既に日程4、議案第3号とあわせて報告を受けておりますので、省略いたします。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和6年6月第28回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後4時13分です。